

東京都認定こども園施設整備補助金交付要綱

平成 27 年 9 月 1 日
27 生私振第 490 号
生活文化局長決定

(趣旨)

第1 この要綱は、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文部科学大臣裁定）第19条及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）第4条に基づき、認定こども園の設置者に対して区市町村が補助する事業に要する経費の一部を東京都が予算の範囲内で補助することにより、子供を安心して育てることができるように施設整備を促進することを目的とする認定こども園施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3に規定する補助対象施設の設置者に対して区市町村が補助する次の事業とする。

(1) 認定こども園施設整備事業

学校法人又は社会福祉法人が設置する認定こども園の幼稚園部分等の新設、修理、改造（整備内容の詳細は別表1のとおり）

(2) 認定こども園開設準備経費補助事業

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に係る開設準備経費（原則として、国庫補助金等、国からの財政支援がある場合を除く。）

(3) 防犯対策整備事業

学校法人又は社会福祉法人が設置する幼稚園型認定こども園の防犯対策整備（整備内容の詳細は別表1のとおり）

(補助対象施設)

第3 この補助金の対象となる施設は、次のいずれかの施設とする。

(1) 認定こども園施設整備事業

① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

② 同法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

③ 同法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

- (2) 認定こども園開設準備経費補助事業
 - ① 同法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園
 - ② 同法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- (3) 防犯対策整備事業
 - ① 同法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園

(補助対象経費)

第4 この補助金の対象となる経費は、区市町村が補助事業として支出した経費で、別表2に定める経費とする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

2 次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 第2に規定する事業以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他認定こども園の施設整備として適当と認められない費用

(交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする区市町村長は、事業計画書、交付申請書（別記第1号様式）その他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

なお、その他必要とする書類については、別途定める。

(交付決定及び通知並びに事情変更による決定の取消)

第6 知事は、第5に定める補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、補助金の交付の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定とともに、交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該区市町村長に対しその結果を通知する。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付すことができる。

3 この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(申請の取下げ)

第7 第6 1の通知を受けた区市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に

対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第8 区市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（別記3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 知事は、1に定める申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、適當と認めたときは変更を承認し、変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、また変更を承認しないときはその旨を区市町村長に通知するものとする。

3 知事は、1（1）の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事故報告等)

第9 区市町村長は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10 知事は、補助対象事業の円滑な遂行を図るため、その執行の状況に区市町村長に対し報告を求めることがある。

(補助事業の遂行命令)

第11 知事は、第9及び第10の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助対象事業を遂行すべきことを命ずる。

この命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助対象事業の一時停止を命ずることができる。

(事業実績報告)

第12 区市町村長は、補助対象事業が終了したときは、実績報告書（別記第5号様式）その他必要とする書類を知事に提出しなければならない。第8 2により補助対象事業

の中止又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

なお、その他必要とする書類については別途定める。

(補助金の額の確定)

第13 知事は、第12の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（別記第6号様式）により区市町村長に通知する。

2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額する。

(是正のための措置)

第14 知事は、第13 1の規定による調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるとときは、区市町村長に対し、交付事業に付き、これに適合させるための措置を命ずる。

2 第12の規定による実績報告は、1の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消し)

第15 知事は、次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第16 知事は、第15の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて区市町村長に対しその返還を命ずるものとする。

2 第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前号の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第17 区市町村長は第15の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を越えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその期間においては、既納付額を控除した額）に付き、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第18 区市町村長は、第16の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第19 区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第20 区市町村長は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価50万円以上の機器及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目

- 的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 区市町村長は、賃貸している建物について、補助金を交付した場合において、交付の対象者が補助対象事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事の承認を受けて1及び2に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

(財産の管理義務)

第21 区市町村長は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(開設準備経費の返還)

第22 区市町村長は、認定こども園開設準備経費を交付した認定こども園について、開設後5年未満に事業を廃止した場合は、第20-3の規定にかかわらず補助金の交付額に以下の率を乗じた額を返還すること。

ただし、この返還額と開設準備経費に係る第20-3の規定による納付額の合計額は補助金交付額を上回らないこととする。

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
50%	40%	30%	20%	10%

(書類の整備保管)

第23 区市町村長は、補助金交付事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならぬ。

ただし、開設準備経費の証拠書類については、10年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (28生私振第613号)

この要綱は平成28年度の補助金から適用する。

附 則 (28生私振第1251号)

この要綱は平成28年度の補助金から適用する。

附 則 (29生私振第510号)

この要綱は平成29年度の補助金から適用する。

附 則 (31生私振第1058号)

この要綱は令和元年度の補助金から適用する。

附 則 (2生私振第1042号)

この要綱は令和2年度の補助金から適用する。

附 則 (3生私振第890号)

この要綱は令和3年度補助金から適用する。

別表1
認定こども園施設整備事業の事業内容

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設について、別紙「大規模修繕等の取扱いについて」に定める対象事業に係る整備をすること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築 増改築 改築	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
整備	防犯対策整備	・施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置修繕等必要な安全対策に係る整備をすること。

※大規模修繕等対象事業の交付対象は、500万円以上の事業とする（別紙「大規模修繕等の取扱いについて」に定めがあるものを除く。）。

(別表1) 別紙

大規模修繕等の取扱いについて

1 施設の一部改修

(1) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

(2) 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修工事、手洗い場の設置・改修（1園当たり300万円以上の事業を対象とする。）

2 施設の付帯設備の改造

一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事

3 施設の冷暖房設備の設置

分散保育のために空き教室等を活用する際に、熱中症対策等を目的として必要となった施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事（1園当たり300万円以上の事業を対象とする。）

4 施設の模様替

狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事

5 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修

・活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等
・アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事（1園当たり30万円以上の事業を対象とする。）

6 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修

消防法設備等（スプリンクラー設備を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備

7 特殊付帯工事

既存施設について、建物に固定して一体的に整備する工事で、次の対象事業

①資源有効活用整備

ア 趣旨

認定こども園等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設作りの推進を図る。

イ 対象施設

対象となる施設は、認定こども園等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

(ア)水の環境・再利用に整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

(イ)生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ゴミ処理のための整備

(ウ)ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

(エ)その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

②屋外教育環境整備

ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園

ウ 対象経費

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成11年4月1日文部大臣裁定）別表1第2項及び別表2に準じて整備されるもので、設置工事等を伴うもの。

8 土砂災害等に備えた施設の一部改修等

土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等

9 耐震化等整備事業

地震防災対策上必要な補強改修工事であって、既存施設について私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成11年4月1日文部大臣裁定）別表1第3項及び別表2に準じて整備される工事

10 その他施設における大規模な修繕等

特に必要と認められる上記に準ずる工事

別表2

区分	対象経費		補助率
認定こども園施設整備	本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	1／2
	特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	
	設計料	事業を行うにあたり必要な設計費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
	認定こども園の認定を受けるために必要な改修経費等（当該認定こども園を構成する施設が賃貸物件の場合で、設置者が貸主に対して支払う建物賃貸料（年度当初から年度末までを対象とする家賃）及び礼金を含む。）で、建物の構造体にかかる工事を要しないもの（幼保連携型認定こども園となる保育所及び保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園を除く。）。		
開設準備経費	本体工事費	<p>防犯対策に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	1／2
	設計料	事業を行うにあたり必要な設計費	